

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	農林水産 総務課	令和4年度「新 たな農林水産 業振興計画の 効果的な実施」 に係る委託業 務	令和4年 10月28日	4,980,360	株式会社流通研究所	神奈川県厚木市寿町1丁 目4番3-2号	第167条の2 第1項第2号	新たな計画の施策については、他県の先進 事例や地域の実情に適した検討が求められ、 その検討基礎となる課題の洗い出しや調査手 法が成果を左右するものである。 これらの内容については、定型的なものとは なく、広く公募した上で、より効果的な手法を選定 するプロポーザル方式を採用し、もっとも点数 の高かった者を契約相手方として選定した。	
2	農業研究 センター (本所)	令和4年度無 人航空機を利用した雑草及 び害虫被害を 検出する基礎 技術開発に係 る研究	令和4年 11月29日	1,496,000	公益財団法人かずさDN A研究所	千葉県木更津市かずさ 鎌足2-6-7	第167条の2 第1項第2号	(沖縄県随意契約ガイドライン(2)⑥アに該当) 本委託研究では、無人航空機により撮影した 画像を解析し草種の判別、害虫の発生状況を 分析するシステムの開発が必要であり、高度 な専門知識と技術が必要となるため、企画競 争型随意契約により事業者を選定した。	
3	農業研究 センター (本所)	サトウキビ育種 事業の基盤強 化を進める新 規育種素材お よび育種技術 の開発に係る 研究	令和4年 12月6日	7,994,500	サトウキビ新規育種素 材・技術開発コンソーシ アム ①国立研究開発法人 国 際農林水産業研究セン ター ②公益財団法人 かずさ DNA研究所 ③国立大学法人 東京大 学 ④国立研究開発法人 農 業・食品産業技術総合研 究機構 九州沖縄農業研 究センター	①茨城県つくば市大わし 1-1 ②千葉県木更津市かず さ鎌足2-6-7 ③東京都文京区本郷7- 3-1 ④熊本県合志市須屋 2421	第167条の2 第1項第2号	(沖縄県随意契約ガイドライン(2)⑥アに該 当) 本委託研究では、サトウキビの大規模栽培体 系に向けた品種開発において、利用可能な育 種素材を得ること、遺伝的特性にかかるDNA マーカーを開発することとしており、高度な専 門知識・技術が必要となるため、企画競争型 随意契約により事業者を選定した。	
4	畜産研究 センター	家畜飼料売買 単価契約	令和4年 10月3日	4,297,920	沖縄県農業協同組合	那覇市壺川2-9-1	第167条の2 第1項第6号	生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要 であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限ら れることから、随意契約とした。	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	畜産研究センター	家畜飼料売買単価契約	令和4年10月3日	2,889,075	株式会社 森栄飼糧	鹿児島県鹿屋市輝北町下百引2945-3	第167条の2第1項第6号	生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。	
6	畜産研究センター	家畜飼料売買単価契約	令和4年10月3日	2,222,244	沖縄県酪農農業協同組合	八重瀬町友寄960番地	第167条の2第1項第6号	生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。	
7	畜産研究センター	家畜飼料売買単価契約	令和4年10月3日	1,033,122	沖縄県飼料協業組合	沖縄市海邦町3番地54	第167条の2第1項第6号	生育ステージに応じて多種の給餌飼料が必要であり、これら飼料を一元的に扱う業者が限られることから、随意契約とした。	
8	畜産研究センター	家畜飼料売買単価契約	令和4年10月1日	2,416,180	琉球飼料株式会社	浦添市港川495-3	第167条の2第1項第2号	当センターでは琉球飼料株式会社と委託販売契約を締結し、銘柄「琉球元豚アゲー」として販売しており、出荷数の大部分を占めている。「琉球元豚アゲー」として出荷するには肉質の安定・向上を図るため専用肥育飼料を給与する必要があるが、その取扱いは琉球飼料株式会社のみであるため。	特命随意契約
9	畜産研究センター	現場検定用子牛の購入	令和4年10月17日	2,125,530	沖縄県農業協同組合	那覇市壺川2-9-1	第167条の2第1項第2号	契約相手方が開催しているセリ市場において、現場後代検定の条件に合う子牛を購入するため。	特命随意契約
10	水産海洋技術センター	令和4年度オキナワモズク選抜システムのゲノム解析に関する委託研究	令和4年12月6日	2,019,792	学校法人沖縄科学技術大学院大学	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919-1	第167条の2第1項第2号	本委託の解析対象となるオキナワモズクは、細胞中に多糖類(フコイタン等)の存在により、正確なゲノム解析が非常に困難な種となっている。また、本委託では、本種のゲノム解析後においても、育種技術に応用するための品種判別マーカーを作成する必要があり、それらの研究的知見が不可欠となる。これらの課題を解決するための技術や実績を有する研究機関は、国内外において現時点で沖縄科学技術大学院大学以外に存在しないことから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	流通・加工 推進課	農山漁村発イノ ベーションサ ポートセンター 事業委託業務	令和4年 10月7日	6,468,000	株式会社パソナ農園隊	東京都港区青山3丁目1 番30号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社は総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
12	営農支援 課	令和4年度鳥 獣被害防止総 合対策事業に 係る業務委託	令和4年 10月28日	4,070,000	(株)沖縄環境経済研究所	沖縄県うるま市字州崎 12-57	第167条の2 第1項第6号	<p>沖縄本島北部地区におけるハシトガラス及びシロガシラの生態調査等を行い、効果的な被害防止対策を提案する業務となっている。</p> <p>沖縄本島北部地区では、主にハシトガラスによるパインアップルや柑橘類への被害が大きいが、今後、シロガシラの被害が増加していくおそれがある状況を踏まえ、平成29～令和2年度、本企業が実施した沖縄本島北部・中部・南部地域の調査に引き続き実施するものであり、実態把握のためには、ハシトガラス及びシロガシラの生態についての専門知識及び鳥獣保護法や狩猟に関する知識が必要な業務となっている。</p> <p>本企業は本県における鳥獣被害関連の委託業務を多数請け負っており、なかでもハシトガラスの調査については平成29～令和2年度に実施した調査を含め大半が本企業によるものであり、既存の調査結果を有効に活用することで、今回の調査業務が効果的かつ円滑に実施できる。</p> <p>また、過去において本県におけるハシトガラスの推定個体数の調査は本企業が実施していることから、競争入札に付すことが不利と認められる。</p> <p>以上のことから本業務の円滑な実施を遂行するため、委託先は株式会社沖縄環境経済研究所との随意契約とする。</p>	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	病害虫防除技術センター	照射装置保守業務委託	令和4年12月21日	2,266,000	川重ファンリテック株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島8番地	令第167条の2第1項第2号	照射装置の保守業務は、不妊虫の生産に支障をきたすことなく、短期間のうちに効率よく実施されなければならない。そのためには受託業者が、本装置のシステム、構造、機能等を熟知している必要がある。また、放射線の管理区域内に立ち入って作業を行うため、放射線に関する安全知識を有している必要がある。川重ファンリテック(株)は、本装置を設計・施工した川崎重工業(株)のメンテナンス部門が分社化された業者であり、装置の全てを熟知し、また、過去の保守業務を通して、放射線や不妊化に関して多くの知識を有している。他の業者に委託した場合、装置細部の点検不備や放射線に対する安全管理が懸念されるため、当該業者を選定する。	特命随意契約
14	園芸振興課	熱帯果樹優良種苗供給実証事業委託業務	令和4年10月4日	5,869,000	沖縄県農業協同組合	那覇市壺川2丁目9番地1	第167条の2第1項第2号	パインアップルの種苗生産体制を整備し、産地の生産振興およびブランド化の推進を図る事が目的であるため、その性質が競争的入札に適しない。 沖縄県農業協同組合はパインアップル生産部会や育苗ハウスを有しており、種苗増殖体制が整っている。それらの事により、適用基準を満たしているため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
15	畜産課	宮古空港における旅客等の靴底消毒業務委託	令和4年10月1日	2,290,200	宮古ビル管理株式会社	沖縄県宮古島市平良字下里108-11 平良港ターミナルビル4階	第167条の2第1項第2号	宮古空港において、定期的な靴底消毒マットへ消毒液の散布等消毒効果を保つため、巡回者等管理者の設置が必要だが、空港内制限管理エリアへの立入は制限されているため、立入許可を取得している当該業者と委託契約を締結し、定期的な清潔マットの整備を行う。	特命随意契約
16	家畜改良センター	乳用牛用飼料単価契約(第3四半期)	令和4年10月1日	36,066,075	沖縄県酪農農業協同組合	八重瀬町字友寄960番地	第167条の2第1項第2号	県内において当該事業者以外では乳用牛用飼料の多品目を取り扱っていないため。 また、乳用牛発育への影響から飼料の継続性を保つ必要があるため。	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	家畜改良センター	沖縄県家畜改良センター給水設備改修工事監理委託契約	令和4年12月9日	3,531,000	株式会社 サンケイエンジニアリング	沖縄県浦添市大平3丁目16番9号	第167条の2第1項第2号	当改修工事に係る実施設計業務は、令和3年3月31日に左記設計業者により完了している。については、設計内容及び関係機関との調整を通して計画の決定に至る過程も熟知しており、工事の円滑な施工、進捗が図れるものと思慮されるため。	特命随意契約
18	畜産課	高病原性鳥インフルエンザ防疫措置活動業務委託	令和4年12月16日	5,320,547	一般社団法人沖縄県建設業協会	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号	第167条の2第1項第5号	高病原性鳥インフルエンザ防疫指針に基づき、県は患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に、発生農場又はその周辺において埋却を行うこととされてる。緊急的な対応を行う必要性と、平成25年3月15日付「家畜伝染病発生時における支援活動に関する基本協定書」を締結していることも考慮し、「一般社団法人沖縄県建設業協会」を選定した。	特命随意契約
19	畜産課	一般貸切旅客自動車利用単価契約	令和4年12月16日	4,045,871	(一社)沖縄県バス協会	沖縄県那覇市久茂地1-2-28 よなみねビル3階	第167条の2第1項第5号	家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫指針に基づき、県は患畜又は疑似患畜と判定した後24時間以内に殺処分を行うこととされているため、緊急的な対応を行う必要性がある。 この際、現地で作業を行う動員者を送迎する必要がある、迅速かつ大量に輸送が可能であること、及び平成25年3月15日付「家畜伝染病発生時における支援活動に関する基本協定書」を締結していることを考慮し、「(一社)沖縄県バス協会」を選定した。	特命随意契約
20	中央家畜保健衛生所	物品売買契約(消石灰)	令和4年12月21日	1,643,235	昭和化学工業(株)	沖縄県うるま市字昆布1455	第167条の2第1項第5号	県内での高病原性鳥インフルエンザ発生に際し、家畜伝染病予防法に基づき迅速な防疫措置を講じるために消毒用消石灰の確保が急務であったため、地方公共団体と取引実績がありかつ県内で唯一必要数を即調達可能であった業者を選定した。	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	南部農林 土木事務所	南部管内漁港 軽石撤去業務 (R4-3)	令和4年 12月6日	1,650,000	(株)吉田組	沖縄県南城市佐敷字佐 敷493-5	第167条の2 第1項第5号	<p>緊急性の必要により競争入札に付することができないことから、第167条の2第1項第5号に基づき随意契約とした。</p> <p>当添漁港内で回収し、板良敷地内に仮置きした軽石を沖縄県軽石仮置場まで運搬を行う業務である。</p> <p>軽石を1月に一斉処分を行う予定のため、12月中に運搬を行う必要がある。</p> <p>また、板良敷地内に仮置きした土のう袋の劣化の進行により、軽石が飛散しているため早急な詰め替えが必要である。</p> <p>上記の理由から与那原、南城市内の施行業者で、緊急的な対応ができる業者を選定した。</p>	
22	南部農林 土木事務所	仲里漁港(真泊・泊・銭田地区)航路標識修繕業務(R4)	令和4年 12月27日	5,761,800	(有)かねひろ産業	沖縄県那覇市曙1-1 0-22	第167条の2 第1項第5号	<p>仲里漁港(真泊・泊・銭田地区)における航路標識灯が消灯しており、安全な漁船の運航に重大な支障を来しているため、早急な対応が必要である。</p> <p>そのため、第167条の2第1項第5号により随意契約に付するものである。</p> <p>本委託と同様な実績のある業者で、本件業務が可能な業者を選定した。</p>	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	森林管理課	令和4年度安座真林地荒廃防止施設災害復旧調査測量設計委託業務(B地区)	令和4年12月12日	2,585,000	株式会社 沖縄設計センター	沖縄県那覇市首里末吉町3丁目57番地の6	第167条の2 第1項第6号	<p>当該委託業務は、令和3年6月豪雨により被災を受けた林地荒廃防止施設の災害復旧工事「令和3年度安座真林地荒廃防止施設災害復旧工事」のB地区における山腹基礎工の再検討を図ることを目的とする。当該地区は、梅雨及び台風などの大雨の影響により徐々に土砂の流出が進み、設計当時(R3.7)に比べ、崩壊範囲が拡大している状況である。そのため、当初採用していた土留工では拡大した崩壊範囲に対して十分な対策が見込めないことから、工法の再検討が必要である。</p> <p>以上のことから、上記工事の設計を行った業者以外の者と契約を締結した場合、当該箇所の基本的事項・設計条件の把握に時間を要することが想定され、競争入札に付することが不利と認められるため、令和3年度に上記工事の設計委託業務を実施し、現場を熟知している土木コンサル業者を含め過去現場で実績のある者から選定する。</p>	
24	栽培漁業センター	産業廃棄物収集運搬・処分委託単価契約	令和4年9月30日	1,378,520	株式会社マルイ	沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-412	第167条の2 第1項第6号	<p>所内の不要品排出予定量を基に見積り(当初執行予定額940,720円)を取得し、当初契約をガイドライン5(1)⑥に基づき随意契約で締結した(R4年9月30日:少額のため公表対象外)。しかし、所内の整理を進める中で想定よりも多くの廃棄物を処理する必要が生じたため、令和4年12月12日に追加で予算執行伺いをした。増額後の処理費用総額は当初契約時に見積もり合わせをした不採択業者の提示額よりも依然有利で、入札の手続き時間を要することもありガイドライン5(6)に基づき当初契約した相手を選定した。その結果、執行予定金額が少額随意契約(令第167条の2第1項第1号)の額を超えたため、当該公表をする。</p>	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	北部農林 水産振興 センター家 畜保健衛 生課	物品売買契約 (消石灰)	令和4年 12月16日	2,922,150	昭和化学工業(株)	沖縄県うるま市宇昆布 1455番地	第167条の2 第1項第5号	本件は、高病原性鳥インフルエンザ発生の防 疫措置およびまん延防止措置に係る物品を緊 急に調達するものであり、昭和化学工業(株) は即時に必要な種類・数量の購入が可能で あったため。	特命随契
26	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	山底地区農道 台帳作成業務 (R4-1)	令和4年 11月24日	1,804,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の2第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産 省構造改善局通達により『一貫した体制の下 統一的に実施することが重要である』として各 都道府県の土地改良事業連合会を活用するよ う指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管 する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連 合会が一括して農道台帳の管理を引き受けて いる。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該 事業遂行に必要な専門技術者も多数有してい るので本業務のより適性で円滑な執行ができ る。 4)上記理由により地方自治法施工令167条 の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行 う。	



農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	カッジョウ地区 農道台帳作成 業務(R4-1)	令和4年 11月28日	2,486,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産 省構造改善局通達により『一貫した体制の下 統一的に実施することが重要である』として各 都道府県の土地改良事業連合会を活用するよ う指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管 する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連 合会が一括して農道台帳の管理を引き受けて いる。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該 事業遂行に必要な専門技術者も多数有してい るので本業務のより適性で円滑な執行ができ る。 4)上記理由により地方自治法施工令167条 の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行 う。	
28	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	ウヅラ嶺地区 農道台帳作成 業務(R4-1)	令和4年 11月28日	2,420,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産 省構造改善局通達により『一貫した体制の下 統一的に実施することが重要である』として各 都道府県の土地改良事業連合会を活用するよ う指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管 する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連 合会が一括して農道台帳の管理を引き受けて いる。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該 事業遂行に必要な専門技術者も多数有してい るので本業務のより適性で円滑な執行ができ る。 4)上記理由により地方自治法施工令167条 の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行 う。	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	福地地区農道 台帳作成業務 (R4-1)	令和4年 12月2日	3,322,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の2第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産 省構造改善局通達により『一貫した体制の下 統一的に実施することが重要である』として各 都道府県の土地改良事業連合会を活用するよ う指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管 する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連 合会が一括して農道台帳の管理を引き受けて いる。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該 事業遂行に必要な専門技術者も多数有してい るので本業務のより適性で円滑な執行ができ る。 4)上記理由により地方自治法施工令167条 の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行 う。	
30	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	更竹地区農道 台帳作成業務	令和4年 12月21日	2,640,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の2第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産 省構造改善局通達により『一貫した体制の下 統一的に実施することが重要である』として各 都道府県の土地改良事業連合会を活用するよ う指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管 する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連 合会が一括して農道台帳の管理を引き受けて いる。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該 事業遂行に必要な専門技術者も多数有してい るので本業務のより適性で円滑な執行ができ る。 4)上記理由により地方自治法施工令167条 の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行 う。	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	福嶺南地区農 道台帳作成業 務	令和4年 12月21日	2,332,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の2第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているので本業務のより適性で円滑な執行ができる。 4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。	
32	宮古農林 水産振興 センター 農林水産 整備課	上区西地区農 道台帳作成業 務(R4-1)	令和4年 12月19日	1,232,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県南風原町字本部4 53番地3	地方自治施 行令第167 条の2第1項 第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているので本業務のより適性で円滑な執行ができる。 4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	八重山農 林水産振 興センター 農林水産 整備課	底原ダム管理 設備放流警報 更新工事(R4)	令和4年 11月25日	75,900,000	富士通Japan株式会社 沖縄支社	那覇市久茂地1-12-12	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、サイレン吹鳴、サイレン擬似音吹鳴、音声放送などの警報動作をするための警報装置等を改修し、適切なダム管理を実施するためのシステム構築を目的とした工事である。</p> <p>ダムの警報設備は、ダム管理所から有線又は無線により警報装置等を遠隔制御するとともに、その動作状態の表示と記録を行うもので、ダム施設特有なシステムである。</p> <p>既存システムのプログラムや設計・施工は富士通Japan(株)が行っており、改修等に必要な部品は汎用品ではないことから設計・施工メーカーである富士通Japan(株)から調達を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、既存システムを構築した同一の者に工事を履行させなければ、障害発生時の対処に支障が生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、富士通Japan(株)と随意契約を締結する。</p>	特命随意契約
34	八重山農 林水産振 興センター 農林水産 整備課	嵩田揚水機場 ポンプ点検整 備委託業務(R 4)	令和4年 10月12日	1,267,530	(有)昭電工業	沖縄県石垣市字石垣 1733-15	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、嵩田揚水機場ポンプ施設の点検整備を行う業務である。</p> <p>本業務の対象となるポンプは、名蔵ダムのかんがい用水を嵩田ファームポンドまで揚水するため大型で特殊なポンプであり、設置は国営事業により株式会社西島製作所が行った。</p> <p>特殊なポンプは施設ごとに規格、性能、構造が異なっており、点検整備においてもメーカー独自の技術が必要となる。また、交換部品にはメーカー指定や調達先が特定されるなど、機器の整備に制約を受ける。</p> <p>よって、当該ポンプ設備の製作メーカーである株式会社西島製作所の石垣島内唯一の特約店である(有)昭電工業と随意契約を締結する。</p>	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	八重山農 林水産振 興センター 農林水産 整備課	平喜名堰・二又 堰・名蔵頭首 工・名蔵ダム放 流設備点検整 備委託業務(R 4)	令和4年 11月4日	7,128,000	ニシダテクノサービス (株)	熊本県宇土市1974	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、平喜名堰、二又堰、名蔵頭首工、名蔵ダム放流設備の点検整備を行い障害の発生率を抑えるとともに予防措置を行う業務である。</p> <p>本業務の対象となる機械設備は、設計から施工までをニシダテクノサービス株式会社が実施した。当該設備は施設ごとに規格、性能、構造が異なっており、点検整備においてもメーカー独自の技術が必要となる他、交換部品にはメーカー指定や調達先が特定されるなど制約を受ける。</p> <p>よって、当該設備を整備した同一の者に点検整備を履行させなければ、障害発生時の対処に支障が生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、ニシダテクノサービス株式会社と随意契約を締結する。</p>	特命随意契約
36	八重山農 林水産振 興センター 農林水産 整備課	名蔵ダム・底原 ダム堤体自動 観測装置点検 整備委託業務 (R4)	令和4年 12月26日	2,244,000	(株)シーイー	沖縄県宜野湾市大謝名 3-13-11	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、ダム管理に必要な堤体自動観測装置の点検整備を行う業務である。</p> <p>ダム堤体観測装置は、有線により送信されてくる循環式間隙水圧観測、地震観測、漏水量、各種埋設機器のデータの受信及び処理を行い、諸データの保存、日報、月報処理、異常の摘出等を行うダム管理に限定された特有用観測機器である。</p> <p>当該施設の設計、施工は共和電業(株)が行っており、当該施設の規格、性能、構造は特殊でかつ、交換部品に際してもメーカー指定で調達先が特定されるなど、機器の点検整備に制約を受ける業務である。そのため、年1回の点検整備については、平成元年度から共和電業(株)が行っており、令和2年度からは沖縄県内に特約店ができたことから、株式会社シーイーが行っている。</p> <p>よって、当該施設の製作メーカーである共和電業(株)の沖縄県内唯一の特約店である株式会社シーイーと随意契約を締結する。</p>	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	森林管理課	県産木材ウッドバリューチェーン推進事業委託業務	令和4年11月9日	5,244,429	(有)沖縄マーケットプランニング	沖縄県浦添市城間2-29-3-201	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の者の提案は当該業務目的に即した内容であったため、契約の相手方として選定した。	

\* No37追加記載